

ごあいさつ

秋も深まり、うつ状態に陥っている仲間も多いのではないのでしょうか。皆様いかがお過ごしでしょうか

9月10月と立て続けに集会やら厚生労働省交渉やらが入り、多忙を極めてニュース発行が遅れてしまったことお詫びいたします。三種の手続きがなかなか進まないため、当面この薄いニュースで我慢していただかないと、ということになりました。三種が取れば8円でお送りできるのですが、ダイレクトメールに使った不正事件以降まともな障害者団体は大迷惑です。

ニュースに掲載できない資料ほかは私どものサイトに掲載しています。カレンダーに集会案内などもできるだけ載せています。スマホなどでもチェックできますのでそちらをご覧くださいと思います。スマホもお持ちでない方も多かろうと思うのですが、当面お許しください。

精神保健福祉法改悪案はこの国会には上程予定がないようですが、実態は進行中です。措置入院がこれから東京並に全国でふえるかもしれませんし、退院後支援の名目での監視管理も強化されていく恐れもあります。

措置入院の鑑定では二人の精神科医の二重チェックではなく同時に二人の精神科医が同席して一度で鑑定ということが公式に認められました。また措置入院指定病院の外来の精神科医の定員も特例として切り下げられ、一旦措置にな

ったら、措置入院先の病院に縛り付けられる可能性も出てきました。特例撤廃というわたしたちの長年の要求に真っ向から逆行する方針です。

退院後支援のガイドラインを作成した藤井千代医師はなんと「退院して一定期間支援が必要なのに無くて調子悪くなると地域の偏見につながる」と兵庫の仲間との交渉で発言しています。ここにこそこのガイドラインの本質があります。精神障害者への差別偏見は精神障害者個人の症状にあるというトンデモ発言です。あたかも車椅子利用者は歩けるまで街を出歩くな、車椅子利用者がいるから身体障害者への偏見が生まれる。歩けるようになるまで訓練に専念せよというのと同じです。精神医療の支配のもとに全生活を管理しようという動きは顕著です。現在心神喪失者等医療観察法をなくす会では、通信面会権、心神喪失者等医療観察法関連、そして転院の自由の保障他いろいろについて厚生労働省法務省他と交渉を続けています。毎月第三土曜日午後にすまいる中野で会議がありますので、興味のある方はこちらにもご参加を！

朗報

都内の生活保護受給者の皆様へ

精神障害者のミーティング参加交通費実費が支給されます

山本真理

以下中野区の例です

「中野区被保護者自立促進事業経費支給要綱」より別表の引用

精神障害者等のグループで行うミーティングへの参加に係る交通費

精神疾患等を有するため社会生活を営むことが困難な被保護者で、同じ障害を有する者のグループで行うミーティングに参加するもの

月 5,000 円上限 年 12 回

ミーティングに参加したことが確認できる書類

今まで断酒会や AA には参加交通費が出るのに、なぜ精神障害者の集まりには出ないのかと考えて要求しないと、と思っておりましたが、今回東京都の事業の中から、各自治体が選択するメニューの一つとして、上記のミーティング参加交通費が出ることを知りました。事業自体はだいぶ前から行われ（てい）たようですが、私は先日的心神喪失者等医療観察法を許すなネットワークの稲葉さん講演会で、稲葉さんからお教えいただきました。

仲間がざっとインターネットで調べたところ墨田区、立川市、小平市、日野市では同じ制度があるそうです。生活保護受給者が役所でスタンプカードをもらい、例えば絆でしたら絆が出席確認の判を押すという形で後払いで実費請求という形になるのだと思います。まだ実際に請求した方がいないのですが、絆に限らず、仲間との会合に参加したくても交通費が、という方は多いのではないのでしょうか、対象者は今のところ限られますが、ぜひ読者の方で中野ほかこれらの自治体にいる方請求してみませんか。お手伝いできることがあれば私どもで同行などもいたします。

ここに挙げられていない自治体でも事業を行っている可能性もあるので「被保護者自立促進事業経費支給要綱」を見せてもらうかそうした事業を行っているかどうか問い合わせてみてはいかがでしょうか。